

荏原共済
独自の
助け合い
制度

安心あったかサポート おひさま

(年金払特約付新・団体定期保険)

加入のご案内

必ずご確認ください!



かけはしでお子さまの教育費を
ご準備ください!

会員に万一(死亡・高度障害)のことがあった場合にお子
さまの教育費の準備ができるようになりました!
必ず内容をご確認いただき、加入漏れや手続き漏れの
ないようにご検討をお願いいたします。

半導体の基板となる
ウェーハ表面を平坦にする
CMP装置

石油・化学プラントで
プロセスガスを圧送する
コンプレッサ

トンネル内を換気する
送風機

施設内の温度を
快適にする
ターボ冷凍機

発電所のボイラに
高圧・高温の水を送る
ボイラ給水ポンプ

水害から都市を守る
排水用ポンプ

農業用水を運ぶ
農業用ポンプ

※【契約概要】【注意喚起情報】はP13～P14に記載しています。ご加入前に必ずご確認ください。

申込
締切日

2024年10月11日(金)

責任開始期
(加入日)

2025年1月1日(水)

中也
見てね!

荏原グループ生活共済会(略称:荏原共済)

荏原合同労働組合

荏原風力機械労働組合

荏原フィールドテック労働組合

荏原冷熱システム従業員会

荏原電産従業員会

水ing互助会



意向確認【ご加入前のご確認】

安心あったかサポート「おひさま」は、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。
ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

●死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を一時金または年金としてお支払いします。

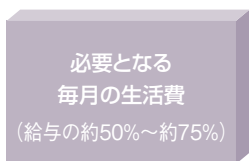
1.安心あったかサポート「おひさま」 経済的サポート編



あなたに万一(死亡)のことがあった場合、残された家族は大きな不安をかかえてしまいます



制度の必要性



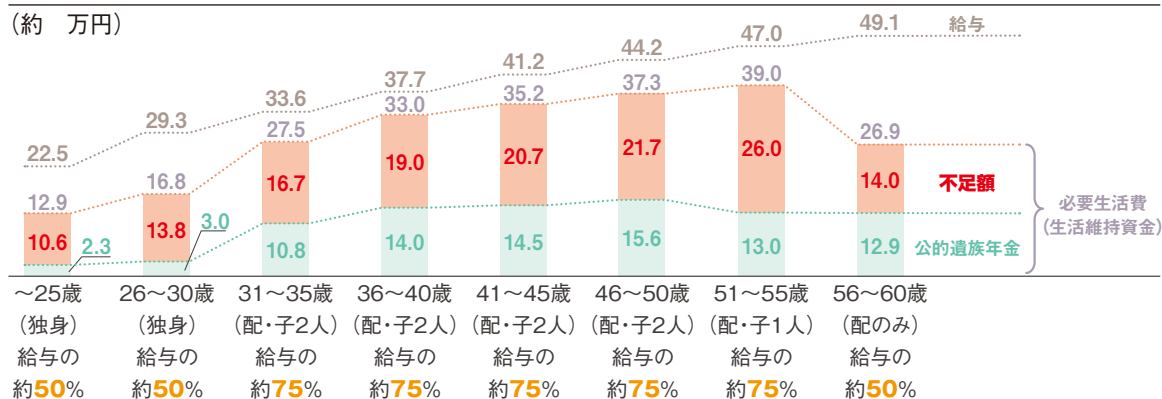
公的遺族年金だけでは満足な暮らしをすることは困難です。
個人で加入している生命保険などの一時金は、生活復興費用に多くあてられるため、比較的短期間で使われてしまうのが現状であり、生活費として毎月計画的に使用するのには困難といえます。

参考 毎月の必要生活費

会員に万一(死亡)のことがあった場合、国から公的遺族年金が支給されますが、その金額はおおよそ月額2~16万円であり、これだけでは現在の生活水準を維持することは困難です。

一方、残された家族の必要な毎月の生活費は現在の給与の約50%~75%程度ですから、各年代ごとに生活費が不足します。

$$\text{必要年金額} = \text{必要生活費} - \text{公的遺族年金額}$$



※厚生労働省「令和4年度 賃金構造基本統計調査」に基づく引受保険会社試算より

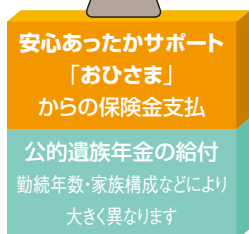
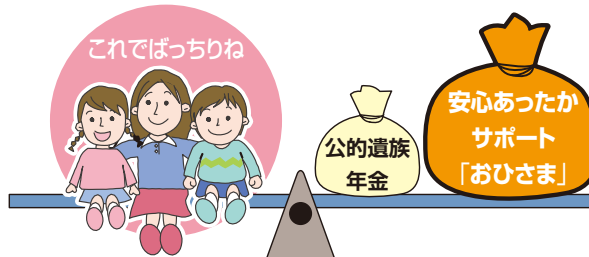
※公的遺族年金の受取額は所得額や家族構成等により異なります。

そこで!!



安心あったかサポート「おひさま」をはじめました

個人で加入している生命保険などの一時金は、生活復興資金や将来の教育費などへの予備資金として有効に活用できます。



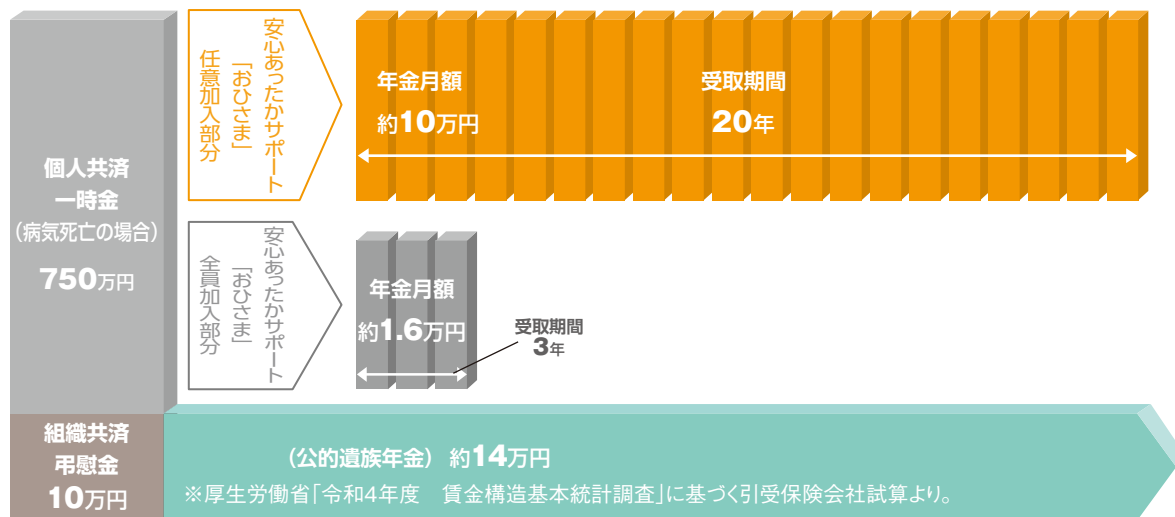
公的遺族年金と合わせ、長期にわたる生活費を確保することができて、あんしんだね。

●設計例

36歳男性(こども2人)が、「個人共済A型」15口と安心あったかサポート「おひさま」Aコースに加入

〈安心あったかサポート「おひさま」支払内容〉 36~40歳の場合
 全員加入部分年金原資: **60万円**(死亡・高度障害保険金)
 任意加入部分年金原資:**2,300万円**(死亡・高度障害保険金)

※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。



個人共済「A型」掛金(月額)		安心あったかサポート「おひさま」掛金(月額)		合計掛金(月額)
1,500円	+	2,622円	=	4,122円

※記載の安心あったかサポート「おひさま」掛金は総保険金額50億円以上100億未満の概算掛金です。

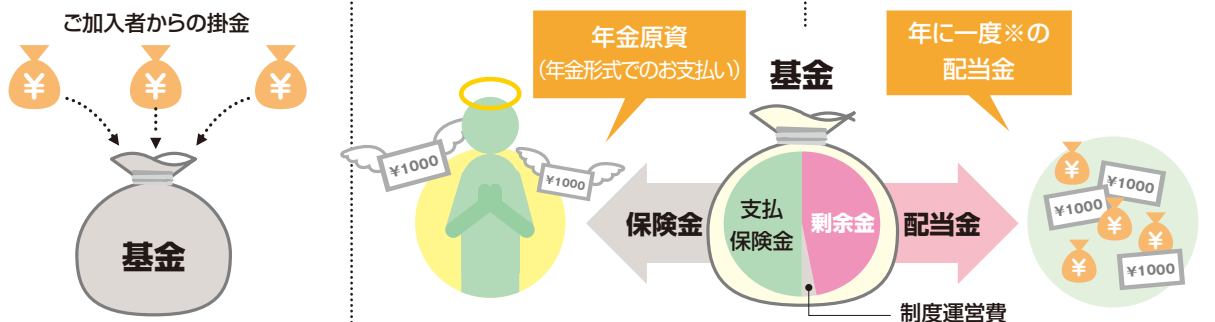
※荏原グループ生活共済制度にて、一時金+年金として『目的別保障体系』のご準備が可能です。

※荏原共済の個人共済A型と安心あったかサポート「おひさま」ではお支払いの対象となる支払事由や支払保険金の算出方法、給付割合等が異なります。

●制度の仕組み

会員の助け合い制度として運営し、1年ごとに収支計算します。

- 1** 加入者から集めた掛金をつつして、まず**大きな基金**を作ります。
- 2** 加入者に万一(死亡・高度障害)のことがあった場合、この基金から**保険金を年金形式でお支払い**していきます。
- 3** 1年ごとに収支計算をして**剰余金が生じた場合は配当金が還付**されます。



※剰余金が生じた場合

配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。

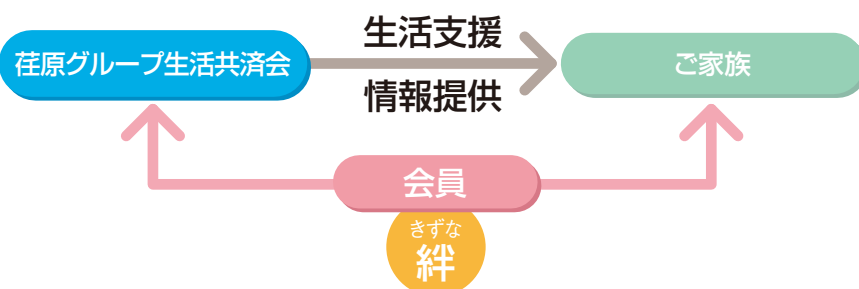
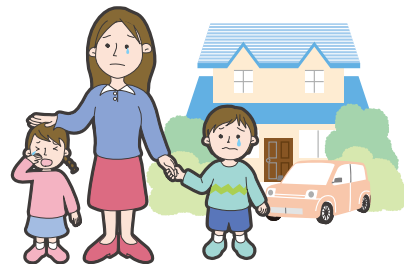
2.安心あったかサポート「おひさま」 精神サポート編

会員のみなさんに万一(死亡・高度障害)のことがあった場合、ご家族が、生活していくうえで感じる不安や悩みを和らげるために、ガイダンスなど精神的支援を行い、生活再建の手助けをしています。

生活するうえで感じた不安



- 公的遺族年金がすべて**家賃に消えた**。
- 財産運用の**相談にのってくれる人がいない**。
- 自分自身が病気になったことを考えると**不安が大きい**。
- 相談相手がなく、自分が取り残された**孤独感と暗さ**を味わった。



ライフガイドを用意します

ご家族の当面の不安である年金・医療・税金関係を中心にイラスト入りでわかりやすくガイドする手引書です。

収支推移表を用意します

ご家族のライフステージにおいて発生する諸費用(生活費用・教育費用等)および収入(公的遺族年金・安心あったかサポート「おひさま」)のモデルを一覧表にしてご提供します。

その後も様々な相談を受けることができます

24時間健康相談

顧問医や看護師、保健師、栄養士などのヘルスアドバイザーが責任をもってご回答します(フリーダイヤル)。

メンタルヘルス相談

電話相談(フリーダイヤル)
専門カウンセラーが電話にてカウンセリングを行います。

FP相談

相続やライフプランについてFP技能士、CFP資格取得者がご家族の疑問・相談に回答いたします。

荏原共済が
支援していきます。

遺族ガイダンス



※高度障害保険金をお受け取りの際には上記に加え、障がい相談サービスがご利用いただけます。

※本サービスは資料作成時点のものを記載しており、本サービスの諸条件・運用規則や内容等は今後変更される可能性があります。

加入資格



本人



配偶者

本人…荏原グループ生活共済会の会員で申込書記載の告知内容に該当し、2025年1月1日現在満17歳6カ月を超え、満65歳6カ月までの方

配偶者…本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、2025年1月1日現在満18歳以上、満65歳6カ月までの方

【告知内容】

本人【現在の就業状態】

申込日（告知日）現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。

（注）「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

配偶者【現在の健康状態】

申込日（告知日）現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。

（注）①「治療」には、指示・指導を含みます。

②「医師による治療期間」は初診から終診（医師の判断によるもの）までの期間をいいます。

本人・配偶者共通【過去12か月以内の健康状態】

申込日（告知日）より起算して過去12か月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上入院をしたことはありません。

<別表>

がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病

※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。

※荏原グループ生活共済会の会員およびその配偶者以外の方はご加入いただけませんのでご注意ください。

※かけはしご加入に際しては、本人について告知ください。



万一(死亡・高度障害)のことが発生した際 ご遺族の生活維持資金とし

3.保障額と掛金

本人コース 【加入対象区分:本人】 死亡・高度障害のとき

A コース 月額**10**万円を受取るコース

加入対象区分	年 齢	受取期間	年金月額	年金受取総額	年金原資 (死亡・高度障害保険金)	月額掛金	
						男性	女性
本人	18~35歳	25 年	約 10 万円	約 3,003 万円	2,700 万円	2,511 円	1,782 円
	36~40歳	20		2,497	2,300	2,622	2,300
	41~45歳	15		1,802	1,700	2,533	1,989
	46~50歳	10		1,242	1,200	2,532	1,968
	51~55歳	7		856	840	2,646	1,890
	56~60歳	5		606	600	2,832	1,764
	61~65歳	5		606	600	4,380	2,364

B コース 月額**5**万円を受取るコース

加入対象区分	年 齢	受取期間	年金月額	年金受取総額	年金原資 (死亡・高度障害保険金)	月額掛金	
						男性	女性
本人	18~35歳	25 年	約 5 万円	約 1,502 万円	1,350 万円	1,256 円	891 円
	36~40歳	20		1,205	1,110	1,265	1,110
	41~45歳	15		901	850	1,267	995
	46~50歳	10		600	580	1,224	951
	51~55歳	7		428	420	1,323	945
	56~60歳	5		303	300	1,416	882
	61~65歳	5		303	300	2,190	1,182

C コース 一時金**100**万円を受取るコース

加入対象区分	年 齢	受取期間	年金月額	年金受取総額	死亡・高度障害保険金	月額掛金	
						男性	女性
本人	18~35歳	—	—	—	100 万円	93 円	66 円
	36~40歳					114	100
	41~45歳					149	117
	46~50歳					211	164
	51~55歳					315	225
	56~60歳					472	294
	61~65歳					730	394

※記載の掛金は、総保険金額50億円以上100億円未満の場合の掛金です。

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年末満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。

(例) 保険年齢40歳=2025年1月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで

更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。

※記載の掛金は概算掛金であって正規掛金は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算掛金と異なった場合は初回に遡って精算致します。

※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。

実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

て、当制度より**死亡・高度障害保険金**を**年金形式**でお支払いします。

◎配偶者だけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。

◎配偶者の保険金額は本人と同額以下としてください。

配偶者コース 【加入対象区分：配偶者】 死亡・高度障害のとき

600万円 コース 月額10万円を受取るコース

加入対象 区分	年 齢	受取期間	年金月額	年金受取総額	年金原資 (死亡・高度障害保険金)	月額掛金	
						男性	女性
配偶者	18～35歳	年	約 万円	約 万円	万円	558 円	396 円
	36～40歳					684	600
	41～45歳					894	702
	46～50歳					1,266	984
	51～55歳					1,890	1,350
	56～60歳					2,832	1,764
	61～65歳					4,380	2,364

300万円 コース 月額5万円を受取るコース

加入対象 区分	年 齢	受取期間	年金月額	年金受取総額	年金原資 (死亡・高度障害保険金)	月額掛金	
						男性	女性
配偶者	18～35歳	年	約 万円	約 万円	万円	279 円	198 円
	36～40歳					342	300
	41～45歳					447	351
	46～50歳					633	492
	51～55歳					945	675
	56～60歳					1,416	882
	61～65歳					2,190	1,182

100万円 コース 一時金100万円を受取るコース

加入対象 区分	年 齢	受取期間	年金月額	年金受取総額	死亡・高度障害保険金	月額掛金	
						男性	女性
配偶者	18～35歳	—	—	—	100	93 円	66 円
	36～40歳					114	100
	41～45歳					149	117
	46～50歳					211	164
	51～55歳					315	225
	56～60歳					472	294
	61～65歳					730	394

※この制度は年齢により保険金額が自動的に増減することがあります。本人の保険金額が配偶者の保険金額未満となった場合は自動的に配偶者を本人の保険金額以下に減額、または脱退とさせていただきます。

※本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者は同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者は同時に脱退となります。

※死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。

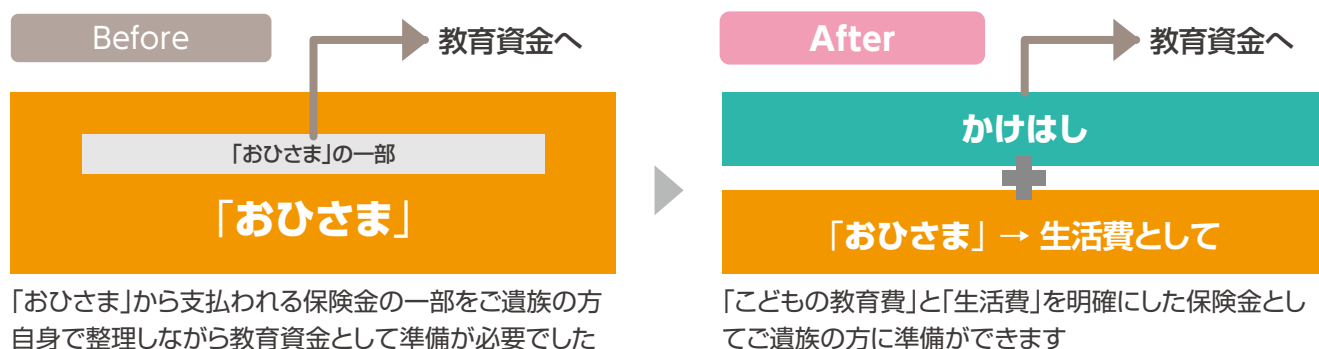
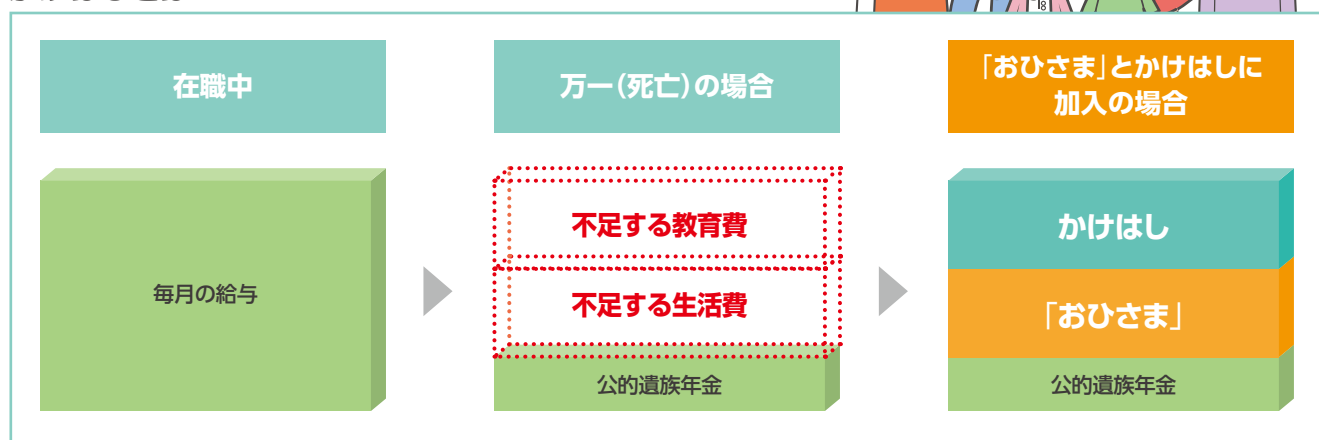
4.かけはしについて

会員に万一(死亡・高度障害)のことがあった場合のお子さまの
教育費の準備ができます。

「おひさま」は公的遺族年金の補完として導入しております。この「おひさま」に加えて、受取人をこどもとし、教育資金としてお受け取りいただく「かけはし」が付加できます。



●かけはしとは？



かけはしは本人が死亡した場合、死亡保険金(年金原資)を指定した受取人(こども)が年金として受取る制度です。

お父さん、お母さん、
この制度の受取人はこどもです!
 こどもの夢の実現と進学のためにご加入をおすすめします



※高度障害保険金の受取人は被保険者です。

お子さまがいる方は必ずご確認ください。

●必要な教育費と不足額

①必要な教育費【幼稚園から大学卒業までの学校教育費】

教育費総額						教育費の累計金額
	幼稚園(3年間)	小学校(6年間)	中学校(3年間)	高校(3年間)	大学(4年間)	
公立	約 40万円	約 139万円	約 70万円	約 102万円	約 537万円	約 888万円
私立	約 80万円	約 773万円	約 352万円	約 242万円	約 704万円	約 2,151万円

※高校は全日制

※大学の公立は国公立(自宅)、私立は私立文系(自宅)

※教育費総額は、補助学習費を含まない(補助学習費:学習塾や家庭教師、習い事等)

※高校・大学は入学金を含む

出典:文部科学省「令和3年度 子供の学習費調査の結果について」と日本政策金融公庫「令和2年度 教育費負担の実態調査結果」をもとに引受会社で作成

②不足額【こどもが大学(すべて公立)まで通った場合の準備すべき教育費】

試算条件	必要な教育費－貯金額－公的給付金 ^{*1} －児童手当 ^{*2} =準備すべき教育費
こどもが小学校1年生(7歳)の時に死亡の場合	848万円－149万円 ^{*3} －35.6万円－246万円=約417.4万円
こどもが中学校1年生(13歳)の時に死亡の場合	709万円－249万円 ^{*4} －35.6万円－246万円=約178.4万円

※1 こどもが高校生になったときに「高等学校等就学支援金制度」を高校の3年間受け取った場合(世帯年収910万円未満の場合)

※2 高校卒業までに受け取れる児童手当の総額(第1子の場合)

※3 こどもが0歳児から7歳までの間に、親が教育費のために準備している預貯金額の平均額

※4 こどもが0歳児から13歳までの間に、親が教育費のために準備している預貯金額の平均額

※親の一方が働いている場合の目安であり、家族の人数や年齢、働いている人の人数等で実際に対象となる年収は変わります

※給与所得以外の収入はないものとしています

※児童手当の金額は、こども1名の場合を想定しています

※児童手当は、令和6年10月からの金額で算出しています

※必要な教育費は、①必要な教育費の数値を記載

<必要な教育費>出典:文部科学省「令和3年度 子供の学習費調査の結果について」と日本政策金融公庫「令和2年度 教育費負担の実態調査結果」をもとに引受会社で作成

<公的給付金(高等学校等就学支援金制度)>出典:文部科学省「高校生等への修学支援」「支援期間・支援限度額一覧(令和2年4月以降)」

<貯金額>出典:内閣府「平成21年度 インターネットによる子育て費用に関する調査」報告書

<児童手当>出典:こども家庭庁「もっと子育て応援!児童手当」

往原個人共済に加入しているお子さまを受取人に指定できます

※申込日現在満0歳を超え2025年1月1日現在満22歳6ヶ月までのお子さまに限ります。

●制度内容 本人が死亡・高度障害のとき 年金原資300万円

かけはしの受取例【年金原資(死亡・高度障害保険金)300万円】

こども年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳
年金受取年額	約14.9万円	約15.6万円	約16.2万円	約17.0万円	約17.9万円	約18.9万円	約19.9万円	約21.2万円	約22.6万円	約24.2万円
受取期間	22年	21年	20年	19年	18年	17年	16年	15年	14年	13年
受取総額	約329万円	約327万円	約325万円	約324万円	約322万円	約321万円	約319万円	約318万円	約316万円	約315万円
こども年齢	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19～22歳
年金受取年額	約26.1万円	約28.3万円	約31.0万円	約34.3万円	約38.4万円	約43.7万円	約50.7万円	約60.6万円	約75.3万円	約100.0万円
受取期間	12年	11年	10年	9年	8年	7年	6年	5年	4年	3年
受取総額	約313万円	約312万円	約310万円	約308万円	約307万円	約305万円	約304万円	約303万円	約301万円	約300万円

※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。

実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

※実際の受取期間、受取年額はかけはし受取時に選択いただきます。(一時金での受取も可能です)

かけはし

かけはし「イ」コースにご加入いただく場合は、安心あったかサポート「おひさま」への加入が必要です。
安心あったかサポート「おひさま」A～Cコースのいずれかにご加入いただいていない方は、Xコースにご加入ください。

● かけはし「イ」コース月額掛金

(単位:円)

本人 保険年齢	掛金	
	男性	女性
18～35歳	279	198
36～40歳	342	300
41～45歳	447	351
46～50歳	633	492
51～55歳	945	675
56～60歳	1,416	882
61～65歳	2,190	1,182

● 安心あったかサポート「おひさま」本人コース 月額掛金

X コース		一時金10万円を受取るコース		
加入対象 区分	年 齢	死亡・高度障害 保険金	月額掛金	
			男性	女性
本 人	18～35歳	10 万円	9 円	7 円
	36～40歳		11	10
	41～45歳		15	12
	46～50歳		21	16
	51～55歳		32	23
	56～60歳		47	29
	61～65歳		73	39

※Xコースはかけはし専用コースとなります。かけはしに加入されない場合はご加入いただけません。

- 年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。
(例) 保険年齢40歳=2025年1月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
- 記載のかけはしの掛金は概算掛金であって、正規掛金は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算掛金と異なった場合は初回に遡って精算いたします。
- 期中のかけはしみの脱退は期中の減額(コース変更)となるためお取扱いできません。また、「おひさま」本人コースのみの脱退もお取扱いできません。「おひさま」本人コース脱退の場合は、かけはしも脱退となります。

【かけはしの取扱い】

- かけはしは本人が死亡した場合、死亡保険金(年金原資)を指定した受取人(子ども)が年金として受取る制度です。
- かけはしご加入に際しては、本人について告知ください。
- かけはしみの加入はできません。「おひさま」本人コースとセットで加入してください。ただし、「おひさま」Xコースは、かけはしが加入要件です。
- かけはしは「おひさま」本人コースと同一の新・団体定期保険で運営されています。したがって、保険金が解除等により一部お支払いできない場合には、それぞれの保険金受取人に、支払保険金を按分比例してお支払いします。
- 死亡保険金受取人となることも最大5人までです。ただし、「おひさま」Aコースに加入の場合は、下記が上限となります。

加入コース	本人保険年齢	受取人となることも上限
Aコース	18～35歳	2人
	36～40歳	4人

5.安心あったかサポート「おひさま」ご加入にあたって(年金払特約付新・団体定期保険)

保険期間	1年間(2025年1月1日～2025年12月31日)で以後毎年更新します。 保険期間中に脱退等で被保険者としての資格を失った場合には、喪失した月の月末までの保障となります。ただし、掛金の払込みが条件となります。
掛金	毎月の給与から控除します。(初回は2024年12月分より)
配当金	この保険は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。なお、配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。
継続加入の取扱い	一旦健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも前年度と同じ保険金額以下で継続加入できます。なお、更新の際に、保険金額・受取人等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし、掛金は毎年の加入状況・年齢により算出し変更します。
保険金のお支払いについて	死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金は加入日(*)以後に(業務上業務外を問わず)発生した傷害または疾病によって、保険期間中に、所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。 引受会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、保険金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。 保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ(https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html)をご覧ください。 なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。
高度障害について	高度障害状態とは身体障害の程度が加入日(*)以後の傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。 高度障害状態とは 1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの ※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分でできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。
お支払いできない場合について(解除・免責等)	次のような場合には、保険金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。) ●告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき ●保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき ●契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき(告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、1年経過後にも取消しとなることがあります。) ●契約者もしくは被保険者に保険金の不法取得目的があって、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき ●契約者、被保険者または受取人が保険金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合 1.死亡保険金について ①被保険者が加入日(*)から1年以内に自殺したとき(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合があります。) ②契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき ③戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。) 2.高度障害保険金について ①被保険者の故意によるとき ②契約者または高度障害保険金受取人の故意によるとき ③戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

(*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

年金の取扱いについて	1. 年金の種類と型 ●年金支払期間は、支払請求時に2年以上25年以内で選択いただきます。(定額型確定年金です。) 2. 配当金 ●年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増に充当します。 3. 年金受取人 ●保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。 ●支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。 4. 年金のお支払い ●年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取りのいずれかです。 ●年金のお支払日は、年金支払月の応当日(15日)です。 ●年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払します。 5. 年金払の対象となる保険金 ●新・団体定期保険の主契約保険金の全部または一部。ただし、年金年額が、年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取扱いできません。
申込方法	所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。継続する場合は、自動更新となりますので手続きは不要です。また、申込書の提出がない場合も自動更新となります。
申込締切日	2024年10月11日(金)
保険会社からのお願い・ご注意	<保険金のご請求について> ●保険金の支払事由が生じたときは、すみやかにご所属の団体(以下「保険契約者」といいます。)にご連絡のうえ、保険契約者を經由して引受会社にご請求ください。 ●保険金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。 ●ご請求があった場合で、引受会社が必要と認めたときには医療機関等へ事実の確認に伺う場合があります。 <改姓、ご家族の異動、受取人の変更等について> ●ご加入の本人・配偶者に被保険者としての資格がなくなった場合にはすみやかに保険契約者を經由して引受会社にご通知ください。 ●被保険者の改姓や、死亡保険金受取人の変更等の場合には、すみやかに保険契約者を經由して引受会社にご通知ください。 ●被保険者の遺言により死亡保険金受取人を変更することはできません。 ●死亡保険金受取人の変更は、保険契約者を經由して引受会社へご通知ください(変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、保険契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます)。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金をお支払いいたしません。

安心あったかサポート「おひさま」には掛金共済会負担の全員加入部分があります。

加入対象者	満65歳6カ月までの共済会会員本人
保険金額	一律60万円
死亡保険金受取人	弔慰金規定に定められた受取人と同一
高度障害保険金受取人	共済会会員本人

全員加入部分に関する個人情報の取扱いは、下記の「個人情報に関する取扱いについて」をご覧ください。

当件について、ご了解をいただけない場合は、申込締切日までに団体窓口へお申し出ください。お申し出がない場合は、ご了解いただいたものとして取扱います。

※相互会社においては、ご契約者が「社員」(構成員)として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

お問い合わせ先

- 個人共済・組織共済に関するお問い合わせ

荏原グループ生活共済会

- 安心あったかサポート「おひさま」に関するお問い合わせ

明治安田生命保険相互会社

公法人第二部法人営業第一部

03-5289-7146

受付時間 9:00~17:00(土曜・日曜・祝日・年末年始は除く)

この制度は生命保険会社と締結した年金払特約付新・団体定期保険契約に基づき運営します。

[引受会社] 明治安田生命保険相互会社

MY-A-24-団-006863

～安心あったかサポート「おひさま」～ (新・) 団体定期保険のお取扱いについて

保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ

(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。

なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

(*) 保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

(新・) 団体定期保険について

- ◆被保険者が次のお支払事由に該当された場合に、保険金をお支払いします。(引受会社の職員または引受会社で委託した確認当事者が、保険金のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります)

[死亡保険金]

お支払事由	お支払額	受取人
保険期間中に死亡した場合	死亡保険金額	死亡保険金受取人

[高度障害保険金]

お支払事由	お支払額	受取人
加入日(*)以後に(業務上業務外を問わず)発生した傷害または発病した疾病により、保険期間中に下記のいずれかの高度障害状態に該当した場合	死亡保険金額と同額	被保険者

<高度障害状態とは>

- 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの※
- 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。



つぎの場合には、保険金のお支払いはできません。
(すでにお支払いいただいた保険料についてもお返しできないことがあります)

- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき
- 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき
- 契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき(告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、1年経過後にも取消しとなる場合があります)
- 契約者もしくは被保険者に保険金の不法取得目的があって、ご契約またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき
- 契約者、被保険者または受取人が保険金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合など

1. 死亡保険金

- ①被保険者が加入日(*)から1年以内に自殺したとき(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合があります)
- ②契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき
- ③戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります)

2. 高度障害保険金

- ①被保険者の故意によるとき
- ②契約者または高度障害保険金受取人の故意によるとき
- ③戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります)

契約概要・注意喚起情報

意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込み(新規加入・増額)ください。

契約概要【ご契約内容】

1 商品の仕組み

企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を保険契約者として運営する保険商品です。

2 加入資格・保険期間・保障内容・保険料・保険金等のお支払い(支払事由)

本パンフレットの該当ページをご覧ください。

商品名	加入資格	保険期間	保障内容 保険料	支払事由
新・ 団体定期保険	P4	P10	P5・6	P10

3 配当金

新・団体定期保険は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

4 脱退による返戻金

新・団体定期保険は、脱退(解約)による返戻金はありません。

5 引受保険会社

明治安田生命保険相互会社

本社:東京都千代田区丸の内2-1-1

注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

(*) 保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

1 お申込みの撤回(クーリング・オフ制度)

この保険は、団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期(加入日*)前のお申込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

2 告知に関する重要事項

■ 現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といいます。申込書兼告知書で当社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。

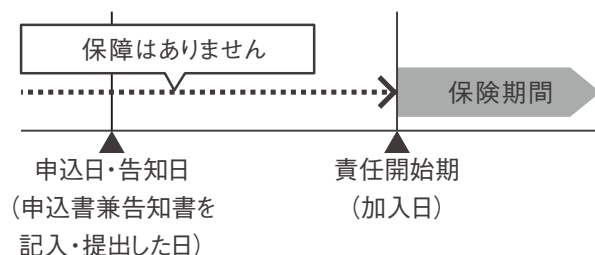
■ 企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込みください。

■ 正しく告知をいただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金をお支払いできないこともあります。

3 責任開始期(加入日*)

■ ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社にご加入を承諾した場合、本パンフレット記載の保険期間の始期からご契約上の責任を負います。この保障が初めて開始する日を責任開始期(加入日*)といいます。次の図のとおり、責任開始期(加入日*)は申込日・告知日(申込書兼告知書を記入・提出した日)とは異なります。

新規加入の例

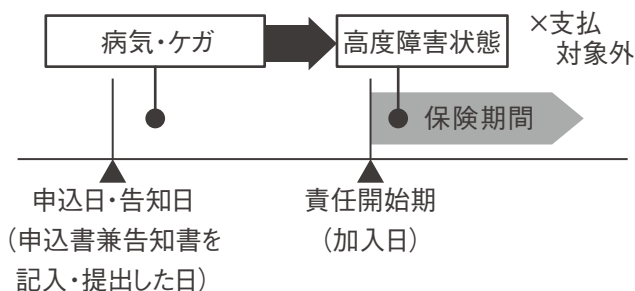


■ ご契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

4 保険金等をお支払いできない主な場合

■責任開始期(加入日*)前に発生した病気やケガを原因とする場合は、告知いただいている内容に関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。

高度障害保険金の例



■責任開始期(加入日*)から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺した場合、保険金等をお支払いできません。

■上記を含め保険金等をお支払いできない場合については、本パンフレットの該当ページをご覧ください。

新・団体定期保険 **P10**

5 生命保険契約者保護機構

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。(ホームページ<https://www.seihohogo.jp/>)

6 ご照会・ご相談窓口

加入手続き等に関するご照会先

本パンフレット記載の団体窓口
明治安田生命保険相互会社
公法人第二部法人営業第一部
ご照会窓口 **03-5289-7146**
受付時間 平日(土曜・日曜・祝日・年末年始は除く)
9:00~17:00

告知【お申込み時の告知】等に関するご照会先

明治安田生命保険相互会社 団体保険ご照会窓口
0120-661-320
受付時間 平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)
9:00~17:00

■この制度に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>)

■なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

7 保険金などのお支払いに関する手続き等の留意事項

■保険金・給付金などのご請求は、団体(ご契約者)経由で行なっていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに本パンフレット記載の団体窓口にご連絡ください。

■保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金などのお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。

安心あったかサポート「おひさま」・かけはし

申込書記入例

1 団体系別番号 21358141

団体名 荏原グループ生活共済会

団体コード 23

ポスト番号 34

地区名 44

人事管理ID 35

氏名

安心あったかサポート
「おひさま」
加入申込書兼告知書
(年金払特約付新・団体定期保険)

提出用

申込締切日
令和6年10月11日

効力発効日(加入・増額日)
令和7年1月1日

1 申込日(告知日)を記入します。記入がない場合、不備となります。

申込日(告知日)
令和6年10月1日

新規加入・内容変更・脱退等する場合、必ず記入・押印ください

2 氏名(カタカナ)・性別・生年月日をご記入ください。

3 加入するコースをA・B・C・Xから一つ選び、○をします。加入・継続しない場合は斜線を引いてください。Xコースはかけはし専用コースです。かけはしに加入されない場合は加入いただけません。かけはしにご加入いただく方で、既にA・B・Cコースに加入されている方はXコースの加入は不要です。コースの重複加入はできません。

氏名	性別	生年月日	現在加入コース	安心あったかサポート「おひさま」(告知記号A)	確認印兼「申込印」兼「告知印」
オヒサマ タロウ	1男 5女	3昭 元年9月1日	現在加入コース	A B C X	おひさま
子ども① オヒサマ ヒカリ			コース	イ	5平 元年8月1日
子ども② オヒサマ コウキ			コース	イ	5平 3年11月1日
子ども③			コース	イ	5平 年月日
子ども④			コース	イ	5平 年月日
子ども⑤			コース	イ	5平 年月日

・かけはしだけの加入はできません。

4 かけはしに加入される場合は、受取人となるお子さま氏名を記入し、お申し込み欄「イコース」を○をします。受取人として指定できるのは、申込日現在満0歳を超え2025年1月1日現在満22歳6か月までの在籍個人に限定されているお子さまのみです。加入しない場合は斜線を引いてください。

5 配偶者申込欄です。加入する金額を選び○をします。加入しない場合は斜線を引いてください。

氏名	性別	生年月日	現在加入コース	安心あったかサポート「おひさま」(告知記号A)	確認印兼「申込印」兼「告知印」
オヒサマ ハナコ	1男 5女	3昭 元年10月1日	現在加入コース	600 300 100	おひさま

・配偶者だけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。

・本人加入コースを超える配偶者コースは加入できません。

6 申込印は認印で結構です。

7 死亡保険金受取人を指定する場合は、コードを右の特記欄に数字を記入します。

8 裏面の告知内容をご確認ください。

安心あったかサポート「おひさま」に加入している配偶者、荏原個人共済に加入している配偶者・子どもの氏名をあらかじめ記載しています。

MYLI-申-24-000428

- 団体情報欄**
印字されている内容に誤りがないかご確認ください。
- 氏名、性別、生年月日欄**
被保険者氏名、性別をご確認いただき、**生年月日欄に記入**をしてください。
配偶者氏名(カタカナ)、子ども氏名(カタカナ)、性別、生年月日欄に記入してください。
- お申し込み欄**
希望のコース名に**丸印**を記入してください。
(※**配偶者だけの加入はできません**。必ず本人とセットでご加入ください。)
- 死亡保険金受取人欄**
受取人を指定する場合、「受取人コード」に記載してある1～9のコードを記入してください。**保険金受取人コード「9」を記入した場合のみ、保険金受取人氏名をカタカナで記入**してください。
※受取人コード「1」～「7」を記入した場合は、保険金受取人氏名の記入は不要です。
- 申込日(告知日)欄**
必ずご記入ください。
- 確認印兼申込印兼告知印**
本人、配偶者欄2箇所には**しっかりと押印**ください。

※訂正する場合は二重線で訂正のうえ、⑥の印鑑と同一の印鑑で訂正印を押印ください。

個人情報に関する取扱いについて

<契約者と生命保険会社からのお知らせ>

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報<氏名、性別、生年月日、健康状態等>(以下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、契約者が保険契約を締結する生命保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ。)へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のため使用(注)し、また、必要に応じて、契約者、他の生命保険会社および再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、事務幹事会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/>)をご参照ください。

一死亡保険金受取人および指定代理請求者の指定に際しご留意ください

指定された死亡保険金受取人、および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金受取人、および指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。